

## 前年度実績が算定の要件と考えられる加算一覧

No	サービス種類	加算名等	備考
1	訪問系	特定事業所加算	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
2	通所・居住系	人員配置体制加算	療養介護、生活介護
		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	生活介護、施設入所支援、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行、就労継続支援(A・B型)、共同生活援助
		通勤者生活支援加算	宿泊型自立訓練、共同生活援助
3	施設入所支援	夜間職員配置体制加算	
		重度障害者支援加算(Ⅰ)	
4	宿泊型自立訓練	地域移行支援体制強化加算	
		夜間支援等体制加算(Ⅰ)	
		夜間支援等体制加算(Ⅱ)	
5	就労移行支援	就労定着支援体制加算	
		移行準備支援体制加算(Ⅰ)	
6	就労継続支援A・B型	就労移行支援体制加算	H30.4.1～ <b>生活介護、自立訓練</b> にも創設される可能性あり。
		重度者支援体制加算	
		目標工賃達成指導員配置加算	就労継続支援B型のみ
7	共同生活援助	夜間支援等体制加算(Ⅰ)	
		夜間支援等体制加算(Ⅱ)	

- 「就労定着支援体制加算については、平成30年9月末で廃止予定  
※ただし、就労定着支援サービス費を算定している場合は算定しない。
- 目標工賃達成加算については、平成30年3月で廃止予定  
※ただし、「前年度の工賃実績」については従前どおり県へ報告が必要(4月中)
- H30. 4月以降基本報酬の算定区分が変わるサービス  
就労移行支援 : 就労定着率  
就労継続支援A型 : 1日の平均労働時間  
就労継続支援B型 : 平均工賃月額



全ての事業所について、届出が必要となります。

- これらは現時点で想定されるなので、必ず最終的な報酬告示等で確認してください。